

契 約 書 (案)

特定健診受診勧奨及び国保料（税）納付意識喚起PR用フルアニメーション等動画制作業務について、三重県国民健康保険団体連合会理事長(以下「甲」という)と株式会社〇〇(以下「乙」という)は、次の条項により契約を締結する。

- 1 物件名 特定健診受診勧奨及び国保料（税）納付意識喚起PR用フルアニメーション等動画制作業務
- 2 仕様 別紙1仕様書のとおり
- 3 費用 〇〇〇〇〇〇円（消費税を含む）
- 4 納入期日 令和8年5月29日
- 5 納入場所 甲の指定する場所
- 6 契約期間 契約締結の日から令和8年5月29日

(総則)

第1条 乙は、上記のとおり物件の制作を引き受けるものとし、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、甲の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

(危険負担)

第2条 費用は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に甲、乙双方の責に帰することができない理由により損害を生じた場合は、乙がこれを負担する。

(検査及び引渡し)

第3条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、10日以内にこれを検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。
- 3 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。
- 4 検査の結果、不合格のものがあつたときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(報告)

第4条 甲は、必要があるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告もしくは

資料の提出を求め、又は、必要な指示をすることができる。

(履行遅延の場合における違約金)

- 第5条 乙が、物件の納入を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。
- 2 乙の責に帰すべき事由により契約期間中に納品を完了することができなかった場合で、相当の期間内に納品を完了する見込みのあるときは、甲は乙に対して納入期日以後履行を遅滞した日数に応じ、契約金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した金額の遅延損害金を請求できるものとする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。なお、甲が乙からの納入期限の変更を認めた場合はこの限りではない。

(代金の支払)

- 第6条 甲は、物件完納後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。
- 2 甲の責に帰する理由により、支払期日までに契約金額が支払われなかったときは、乙は甲に対して、支払期日到来の日から支払いを完了した日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額を遅延利息として請求することができる。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

(権利の帰属等)

- 第7条 甲が、乙に委託した本件業務に関する著作権その他一切の権利は、すでに第三者に帰属する場合を除き引き渡しにより甲に譲渡されたものとする。
- 2 乙は、本件業務に関して有する著作者人格権を甲及び甲の指定する第三者に対して行使しないものとする。
- 3 乙は、本件業務の履行に際して、第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害し、又はそのおそれのある素材、音源、画像、動画その他のデータを使用してはならない。
- 4 本件業務により制作された成果物について、第三者から権利侵害の主張があった場合、又はそのおそれがあると甲が認めた場合には、乙は自己の責任及び負担において、当該主張への対応、紛争処理、修補又は再制作その他必要な措置を速やかに行うものとする。
- 5 前項により甲に損害が生じたときは、乙はその一切の損害を賠償するものとする。また、甲が第三者から損害賠償その他の請求を受けた場合には、乙は甲を免責し、又は甲

に代わって当該責任を負うものとする。

6 本条に基づく対応が必要となった場合であっても、乙は成果物の納入遅滞を理由として免責を主張することはできない。

7 本条の規定は、本契約終了後もなお効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、委託事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項について適正な取り扱いをするものとする。

(1) 個人情報の提供を受けた場合、当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報を第三者に委託してはならない。

(2) 甲より提供を受けた個人情報については、本契約の目的の範囲内のみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

(反社会勢力に対する事項)

第9条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代理人、役員、又は実質的に経営を支配する者を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、甲が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、甲の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と甲が判断する資料を提出しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を遅延し、又は物件を粗末にし、品質、数量に関し不正な行為があったとき。

(3) 甲の行う物件の検査等の際し、係員の職務執行を妨げたとき。

(4) 正当な理由なく期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 契約解除の申立てをしたとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合、乙に既納物件があるときはこれを調査し、相当代価を乙に支払うことができる。

(損害賠償)

第11条 前条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、乙が納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対してその修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。この場合において、契約金額の減額の割合は引渡し日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する契約金額の減額の請求（以下「契約金額減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、契約金額減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第13条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(紛争の処理)

第14条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議・解決を図るものとする。

(協議)

第15条 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定するもの

とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 三重県津市桜橋2丁目96番地三重県自治会館内
三重県国民健康保険団体連合会
理事長 鈴木 健一

乙 ○○県○○市○○丁目○番○号
株式会社○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○